

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国における営業所の設置等の認可の申請等)            第九条の二 「略」</p> <p>2 金融庁長官等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等）をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。</p> <p>「二・三 略」</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>(外国における営業所の設置等の認可の申請等)            第九条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 当該営業所の設置又は種類の変更が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年<sup>総理府</sup>大蔵省令第三十九号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。次条第二項第一号において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。</p> <p>「二・三 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 「略」

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

〔3・4 略〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等(法第十六条の二第七項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 「同上」

2 「同上」

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

〔3・4 同上〕

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)  
第十七条の五 「同上」

る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項並びに次条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 「略」

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第九条の三第三号中に規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二条の二第一項第十二号、第二十三条第一項第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

〔四〇六 略〕

〔二〇六 略〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、次条第一項第三号ロ、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二条第一項第十二号、第二十二条の二第一項第十二号、第二十三条第一項第七号並びに第三十五条第一項において同じ。）の見込みを記載した書面

〔四〇六 同上〕

〔二〇六 同上〕

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める

ものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一・二 略〕

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ 〔略〕

ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（(13)から(16)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。）

〔(1)～(9) 略〕

(10) 単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（第五号ルに規定する単体レバレッジ比率を除く。）をいう。第五号、第二十二條第一項第九号、第二十二條の二第一項第九号及び第三十四條の十九の五第二項第二号において同じ。）

〔(11)～(16) 略〕

ものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条ただし書及び第三十四條の二十六第一項ただし書において同じ。）を有する銀行に係るものに限る。

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條第一項第九号及び第二十二條の二第一項第九号において同じ。）

〔(11)～(16) 同上〕

四 「略」

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ」ニ 略

ホ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（二に掲げる事項を除く。）

「ヘ」又 略

ル 単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率（単体自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

「六・七 略」

「2」5 略

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

「一・二 略」

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略

四 「同上」

五 「同上」

「イ」ニ 同上

ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

「ヘ」又 同上

ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

「六・七 同上」

「2」5 同上

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号二に掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ」ハ 同上

ニ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

〔ホ〕ト 略〕

チ 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

〔四〕六 略〕

（従たる外国銀行支店の設置等）

第三十二条 〔略〕

2 〔略〕

3 金融庁長官等は、前項の規定による従たる外国銀行支店の設置又は種類の変更の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分

ニ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

〔ホ〕ト 同上〕

チ 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

〔四〕六 同上〕

（従たる外国銀行支店の設置等）

第三十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 当該申請をした外国銀行支店の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした外国銀行支店に係る外国銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当し、かつ、当該申請をした外国銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分に相当する区分に該当するものであること。

に相当する区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

4  
〔略〕

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（第三十四条の二十六第一項第四号に規定する連結レバレッジ比率を除く。）をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五 〔略〕

〔2〜6 略〕

〔二・三 同上〕

4  
〔同上〕

(銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の十 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の五第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面

五 〔同上〕

〔2〜6 同上〕



(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 「略」

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 「略」

二 当該申請の時に申請をした銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(第三十四条の十第一項第四号に規定する連結自己資本比率をいう。)、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(第十七条の五第一項第三号ロに規定する連結自己資本比率をいう。)並びに当該銀行の単体自己資本比率がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

〔三〇五 略〕

〔3・4 略〕

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 当該申請の時に申請をした銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)の連結自己資本比率(同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)並びに当該銀行の単体自己資本比率(法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。)がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

〔三〇五 同上〕

〔3・4 同上〕

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内

閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一〇三 略〕

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

〔イ〇ハ 略〕

ニ 経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（ハに掲げる事項を除く。）

〔ホ〇ト 略〕

チ 連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率（法第五十二条の二十五に規定する銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に係る算式により得られる比率（連結自己資本比率を除く。）をいう。）の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

〔五〇七 略〕

〔二〇四 略〕

（届出事項）

閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

〔一〇三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

ニ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

〔ホ〇ト 同上〕

チ 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

〔五〇七 同上〕

〔二〇四 同上〕

（届出事項）

<p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕二十一 略〕</p> <p>二十二 劣後特約付金銭消費貸借（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（金融庁長官が別に定めるものを除く。次号並びに第三項第十七号及び第十八号において同じ。）を発行しようとする場合</p> <p>〔二十三〕三十一 略〕</p> <p>〔2〕10 略〕</p>	<p>第三十五条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二十一 同上〕</p> <p>二十二 劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合</p> <p>〔二十三〕三十一 同上〕</p> <p>〔2〕10 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(自己資本の充実の状況に係る区分)            第二条 「略」            「2」8 略」</p> <p>9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十三条第三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第七条七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百一十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p> <p>10 「略」</p>	<p>(自己資本の充実の状況に係る区分)            第二条 「同上」            「2」8 同上」</p> <p>9 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十二条第二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第四項、農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第二百一十三条の二第三項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。</p> <p>10 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

- 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)            第五条 「略」            「2～5 略」</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十三項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信</p>	<p>(定義)            第五条 「同上」            「2～5 同上」</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第十二項又は第三条第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第十一項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信</p>



<p>用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十二条第二項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p> <p>二 「略」</p> <p>〔7〕9 略</p>	<p>用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十一条又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔7〕9 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)  第十條の二 「略」</p> <p>〔2〕5 略〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第十三項又は第三條第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十三項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信</p>	<p>(健全な自己資本の状況にある旨の区分)  第十條の二 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上〕</p> <p>6 第一項第一号から第一号の三まで及び第三号から第五号までの「連結自己資本比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める連結自己資本比率をいい、第一項第一号及び第三号の「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第十二項又は第三條第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいい、第一項第一号の三の「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結自己資本比率」とは、それぞれ信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第三條第十一項に規定する連結普通出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結自己資本比率をいう。</p> <p>一 第一項第一号から第一号の三まで及び第五号の連結自己資本比率 銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一条第十二項、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六條第二項に規定する区分等を定める命令第一条第七項、信</p>

<p>用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十二条第二項又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p> <p>二 「略」</p> <p>〔7〕9 略</p>	<p>用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第三十一条又は協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結自己資本比率</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔7〕9 同上</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。